

(対総理)

11月7日(月) 衆・税特委 安倍基雄君(改)

(問3-②) 被爆者援護法について、既存の恩給等の戦後補償措置に加え、被爆者援護を推進する趣旨如何。

(答)

1. 被爆者対策については、他の戦後処理問題とは異なる原爆放射能による健康被害という「特別の犠牲」に着目して、原爆二法を中心に、各般の施策を講じてきたところである。
2. このたび、被爆者対策について与党内でご議論をいただき、被爆後50年を迎えるに当たり、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、恒久の平和を念願するとともに、国の責任において、高齢化の一層進行している被爆者に対する保健、医療、福祉にわたる総合的な援護対策を講じるとの方向で合意がなされたものと承知している。
3. 政府としては、この合意を十分に踏まえて、今後の被爆者対策を推進してまいりたい。

(対総理)

1 1月7日(月)

衆・税特委

^安阿部基雄君(改)

(問3-②) 被爆者援護法について、既存の恩給等の戦後補償措置に加え、被爆者援護を推進する趣旨如何。

厚生省作成

→ 協議先 総理府 外務省 統務庁

答弁連絡責任者

厚生省保健医療局企画課

課長 川邊 新

連絡先 役所

自宅

(提出期限 20時55分 提出 時 分)